申請にあたっての諸注意事項

【対象世帯の要件に関する注意】

- ご自身が対象世帯に該当するのか確認のうえでご申請ください。対象かわからない場合 は、お住いの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。
- 再貸付は緊急小口資金及び総合支援資金特例貸付の利用が終了した世帯が対象です。まだ緊急小口資金を利用していない場合は、申請前に緊急小口資金特例貸付を借入する必要があります。
- 総合支援資金特例貸付の初回貸付または延長貸付の最終月が令和3年11月までの方は申請することが可能です。総合支援資金特例貸付の初回貸付の最終月が令和3年12月以降の方は再貸付を利用できません。
- 本貸付制度は「世帯」への貸付を行う制度です。世帯員で重複して借入はできません。 借入後に発覚した場合は一括償還を求めます。

【申請書記入にあたっての注意】

- 申請書類はA4サイズの用紙にモノクロ片面で印刷してください。
- 申請書類への記入にあたっては、「総合支援資金(コロナ特例)貸付 再貸付のご案内」 と別紙の記入例を確認のうえで、漏れなく記入してください。記入漏れがあると、貸付 けまでの時間がかかったり、貸付けできない場合があります。
- 申請書類一式は必ず申請者の自筆で記入をしてください。世帯員であっても代筆はできません。自筆で記入ができない場合はお住いの市区町村社会福祉協議会へご相談ください。
- 申請書類への記入に際し、鉛筆・シャープペンシル及び消せるボールペンは使用しない でください。
- 誤って記入した際は、誤った箇所に二重線を引き、二重線の上に申請書及び借用書に押印した印鑑を押印のうえ、余白に正しい内容を記入してください。
- 申請書を発送される前に必ずご自身で申請書類一式をコピーし、控えを取ってください。
- 下記に該当する方は申請前に必ずお住いの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。 申請にあたり別途書類が必要になる場合があります。
 - 未成年の方
 - ・成年被後見人・被保佐人等の制限行為能力者の方
 - ・住民票と現住所が一致しない方
 - ・自筆で申請書への記入が困難な方
 - ・他の都道府県で緊急小口資金または総合支援資金特例貸付を借入した方

DL版

総合支援資金特例貸付(再貸付) 変更事項に関する確認書

総合支援資金特例貸付(再貸付)の申請にあたり、以下の事項に該当する変更がある場合は該当の項目にチェック図をし、必ず指定の書類を添付してください。変更があるにもかかわらず、指定の書類の提出がない場合は貸付ができない場合があります。

該当項目に変更がない場合でも、確認した日付と氏名を自筆で記入のうえで、本 紙を申請書に添付してください。

	<u>直近の届出より氏名の変更がある</u>
>	氏名変更届を提出していない場合は、①氏名変更が確認できる書類(「戸籍謄(抄)本(原本)」「新・旧名義の記載のある住民票(原本)」「新・旧名義の記載のある運転免許証(コピー)」等のいずれか)と②氏名変更届(市区町村社協に要問合せ)を提出してください。
	<u>直近の届出より住所の変更がある</u>
>	住所変更届を提出していない場合は、①現住所の世帯全員・続柄記載の住民票(原本・3か月以内発行のもの)と②住所変更届(市区町村社協に要問合せ)を提出してください。
	直近の申請より 世帯員の変更がある
>	現在の世帯全員・続柄記載の住民票(原本・3か月以内発行のもの)を提出してください。
	<u>以前の申請より振込先口座の変更がある</u>
>	貸付金の振込を希望する金融機関の口座の通帳またはキャッシュカード(本人名義に限る)のコピーを提出してください。

上記の内容を確認の上で総合支援資金特例貸付(再貸付)を申請します。

令和3年 月 日

氏名(自署)

総合支援資金特例貸付借入申込書【再貸付】

DL版

	受付番	号]									
]		受付	市町村社園		令利 令利			日日	
	フリガナ					口男	生年		 		 月	日
	氏名			印	性別	口女	月日	Λπ-μ	1和"十八	+	()歳
借	フリガナ			l	l			電記	話番号(連	絡先)		
入	<i>12-</i> = <i>r</i>	₹					固定					
申込者	住所						携帯					
者							Ŧ					
		先名称 は職業				勤務先等 住所		電	話	()	
			氏名	続柄	年齢	生年	月日		勤務先	、学校名	等	
	1			本人		大正=T、	例) 昭和=S、 . 令和=R					
		フリガナ		夫・妻・子・		т с						
世帯	2			父·母· その他		年	· H · R 月 日					
の状		フリガナ		夫•妻•子•		T · S	. H . R					
況	3			父·母· その他		年	月日					
		フリガナ		夫・妻・子・								
	4			父·母· その他		T・S 年	·H·R 月 日					
	その付	也 名				•						
	借入理	曲	新型コロナウイルス原 詳細は別紙の状況確				失業等に。	より生活に図	国窮してい	るため。		
	借入希	计分	借入月額 万円 借入総額							万円		
	旧八布:	主領	借入期間		令和	口 年	月	~ 令和	年	月		
	据置期	間	ア. 12か月 イ. その他():	(賞還期間 ア. 120か月 イ. その他()か月								
	特例貸 [,] 利用実		ロ ア. 利用した		口 イ. 利月	用していない	・※再貸付	すは特例貸 ^ん	付終了者	が対象で ⁻	す	
大	阪府社会福	祉協議会会	· ·長 殿									
○り○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	大阪府社会福祉協議会会長 殿 〇私は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっており、そのため上記の通り総合支援資金特例貸付を借り入れたく申し込みます。 〇私及び私の世帯は、緊急小口資金及び総合支援資金の特例の借入が終了しています。 〇貸付け後は、早期自立に努めます。 〇私は現在、生活保護を受給していません。 〇私は現在、自己破産の手続きを行っていません。 〇私は現在、自己破産の手続きを行っていません。 〇私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。 〇記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。 〇私は、貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計相談支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。 〇私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。 〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〕(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕										安定 を 養成 員	
	令和		年 月	日								
					借入申込	者		()	<u>印)</u>			

【申込書裏面:自立相談支援機関と共有】 DL 版 受付印 総合支援資金特例貸付 再貸付に係る状況確認シート 受付機関 口自立相談支援機関 口その他 初回相談 令和 年 月 日 受付者 受付日 (本人記入欄) ※下記が空欄の場合、貸付申請の審査ができず、承認されない場合があります。必ずご記入ください。 □ 就労している(自営業、個人事業主含む) □ 就労していない → (年 月以降) 現在の就労状況 □ その他() □ 仕事を探したい/探している(活動中) 現在の就職活動状況) □ 仕事は探していない → (理由: □ その他(勤務先名称 現在の就労先 (予定も含む) 所在地 TEL () コロナウイルスの影響を受ける前の収入 年 月は 円の収入がありました。 再貸付を希望する理由 現在の収入 年 月は 円の収入がありました。 新型コロナウイルスの影響により、引き続き収入の減少が続いています。 ロ 収入の予定あり 貸付終了後の 具体的内容〔) 収入の見通し ロ 収入の予定なし ■ご相談内容 ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。 病気や健康、障害のこと 住まいについて 収入・生活費のこと 家賃やローンの支払いのこと 税金や公共料金等の支払いについて 債務について 仕事探し、就職について 仕事上の不安やトラブル 地域との関係について 家族との関係について 子育てのこと 介護のこと ひきこもり・不登校 DV・虐待 食べるものがない その他(ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。 ※お困りごとの相談について、相談員より連絡を希望する場合は、☑をつけてください。【**fryウ欄: □**】 相談支援の検討、実施等にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意の上、自立相談支 援機関の利用を申し込みます 令和 年 月 日 本人署名

	自立相談支援機関で相談・支援を継続	絡・その他)
自立相談支援機関記入欄	自立相談支援機関での相談・支援は行わない→福祉事務所へ連絡	・その他
	(その他の内容:)

総合支援資金特例貸付借用書(再貸付)

借用金額	万円	借入月額	万円×か月
借入期間	貸付決定月から	のか月間	引(上限3ヶ月)

総合支援資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および初回貸付時に署名した別紙の重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人<u>大阪府</u>社会福祉協議会会長 殿 (借受人)

住 所						捨 印
氏 名 (自 署)					印	
生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日生		

[借入要項]

		金融機	関名	支店	名	種	別		座情報	
1	振込先		銀行信用金庫		本 店 支 店	普	通	名義(カナ)		
			組 合 労働金庫	i	出張所	当	座	口座番号		
		据置期間		カ月] そ	の他	(ヵ月)		
2	貸付金の償還	償還期間	□ 12	10ヵ月		〕そ	の他	(カ/	月)	
		償還方法	口月	賦償還] –	括償	還		
3	延滞利子		 上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経 後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。							

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る 資金(貸付金)を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の 貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知 することがあります。

(延滯利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利3.0%の率をもって延滯利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受 人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときに は、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には,当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁 判所とします。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅 福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項(生 活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等)を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。
 - (1) 住所を変更したとき。
 - (2) 改名・改姓したとき。
 - (3) 死亡、または所在不明になったとき。
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。
- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を 取り消す場合がある。
 - (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
 - (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
 - (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
 - (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

総合支援資金特例貸付借入申込書【再貸付】

	受付番	号		2	この欄は担	当職員が	が記入しま	点す。	令和	年	月	E E	
	I».	. , ,				文的	都道府県	社協		年	月	H	
	フリガナ 氏名	**************************************	サカータに	ョウ S	即	性別	☑男 □女	生年 月日	大正	昭和•平成	41年 (1月 55	5日)歳
借	フリガナ	オオサカフ	オオサカシ	● ク ● ●	チョウ●●			,	電記	番号(連絡:	先)		
入	住所		大阪市				固定06-	987-654					
申込者		●● マ:	ンション1	01号室				255.16	-555-111				
		先名称は職業			支職 勤務结 住所			電話 ()				
			氏名		続柄	年齢	生年	 =月日		勤務先、党	校名等		
	1				本人		大正=T、	L例) 昭和=S、 、令和=R					
		フリガナ オオサ	カョシコ		+ 🖘 7								
世帯	2	大	阪 良一	子	夫 妻 子・ 父・母・ その他	50	T·⑤ 46年 2	・ H ・ R 2月 5日		無職			
の状況	3	フリガナ			. 夫·妻·子· 父·母·			· H · R					
況					その他		年	月日					
	4	フリガナ			夫・妻・子・ 父・母・ その他		T·S 年	・H・R 月 日					
	その作	<u> </u> 也 名											
	(0)	<u> </u>	ᅘᅖᆖᆖ	5 / 11 7 F	た沈点の別	組RI- Lフリロ	コの対小り	5.4. 类生1-	レリナギル氏	1901	ı u		
	借入理	曲	詳細は別組	の状況確			ださい		より生活に困	躬している	(20)。		
	借入希	望額	借入其						総額	26		60	万円
	据置期		ア.12か月			令和		3月 一 選期間	~ 令和ア、120か月	3年 	5月		
	加旦舟	71181	イ. その他();	か月 		貝坯	5771月]	イ. その他	()か	月		
	特例貸債	付の	(F) 7. Fil	m,			TI -1.4.1	、火玉供		1 4h - ty 181	1 <i>5</i> -1		
	利用実		ロア. 利		〜 月間」とは返			・ ※冉貝1	寸(土特例)	間」とは返		期間です	-
					部別」とは20 希望がない					い場合は、			_
大	阪府社会福	祉協議会会	長 殿	してくた		- W LI 10()	C ZEJA		さい。				
			」ナウイルス原 含支援資金特					こより生活に	こ困窮し、日	常生活の維	持が困難	となって	ぉ
〇私	及び私の世	世帯は、緊急	小口資金及					います。					
		早期自立に 活保護を受	:努めます。 :給していませ	٠ الم									
〇私	は現在、自	己破産の手	続きを行って	いません	-				当されている - ·	か			
〇私	以外の世帯	帯の者は、本	賢金として使用 特例貸付の	借入を行	っていません			ご確認くだる	-				
			ては、本制度 が、貸付けに							 3議会、自治	体、公共	職業安置	Ē
所、	自立相談支	援機関、家	計相談支援 暴力団員で	機関等の関	関係機関に	照会し、私	の個人情報	の提供を	受けることに	同意します。			
必要	に応じ官公	署等から私	又は私の世	帯員に係る	る暴力団員	該当性情幸	最の提供を	求めること	こ同意します	0			•
			よる不当な行 成員を含む。										
す。]		承認となった							2,1.0			
	令和		3 年	2 月	2	28日							
	令和		3 年	2 月	2		者	大阪大	读		(FD)		

【申込書裏面:自立相談支援機関と共有】

総合支援資	金特例	山貸付 再	貸付	に係る状況確認シート			受付印			
受付機関	口自立	相談支援機	欄は	ロその他 担当職員が記入し	ます	•				
			- -							
(本人記入欄)										
※下記が空欄	<u>の場合、</u>			ができず、承認されない場合	があり	<u>ります。必っ</u>	<u>ずご記入ください。</u>			
現在の就労状況	5		ていな	る(自営業、個人事業主含む) い → (令和2 年 5月以	以降))					
		☑仕事を	探した	い/探している(活動中)						
現在の就職活動	か状況			ていない → (理由:)			
		□その)			
現在の就労先		勤務先名 	孙							
(予定も含む)		所在地		TEL		()			
		コロナウ	イルス	の影響を受ける前の収入						
		令和	<u>2</u> 年	<u>4月は</u> 35	万円0	D収入があ	りました。			
再貸付を希望す	「る理由		-	A 4 0 F 4 D 1 L		0 111 4				
				<u> </u>			D収入がありました。 続いています。			
貸付終了後の		☑ 収入(の予定	あり						
		具体的内容〔4月から就業する予定である。								
収入の見通し		口 収入(の予定	なし						
■ご相談内容		•								
ご相談された	い内容に	Oをおつ!	けくだる	さい。複数ある場合は、一番	お困り	のことに@	りをおつけください。			
病気や値	建康、障	害のこと		住まいについて	0	収入・生	活費のこと			
家賃やロ	ーンの支	払いのこと		税金や公共料金等の支払いについて		債務につ	いて			
〇 仕事探し	し、就職	について		仕事上の不安やトラブル		地域との	関係について			
家族との	の関係に	ついて		子育てのこと		介護のこ	ح			
ひきこ	もり・不	登校		DV・虐待		食べるも	のがない			
その他	()			
ご相談された	いことや	配慮を希望	但される	ることを具体的に書いてくだ	さい。					
例: コロナ	の影響	響で現在	は失	業状態にある。就職	活動	を続け、	令和3年4月			
からハロー	ーワー	クで紹介	个さす	nた <u>会社に就業する³</u>	予定~	であるが	、やはり今後			
の生活がる	不安で	ある。		 こちらはあくまで記入例	引になり	ます。				
※お困りこ	との相談	(について、	相談員。	より連 ご自身の状況、お困り			【チェック欄:☑】			
				入してください。						
相談支援の検 援機関の利用)必要と	となる 関係機関(者)と情報	共有す	322121	意の上、自立相談支			
令:	和 3	年 2月	28	日 本人署名 大阪	太良	郭				

□ 自立相談支援機関で相談・支援を継続

支援機関記入欄 この欄は担当職員が記入します。→福祉事務所へ連絡・その他

(その他の内容:

総合支援資金特例貸付

借 用 書(再貸付)

借用金額	60 万円	借入月額	20 万円×3 か月
借入期間	貸付決定月から	の <u>3</u> か月間	引(上限3ヶ月)

総合支援資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および初回貸付時に署名した別紙の重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

この欄は担当職員が記入します。

社会福祉法人 大阪府 社会福祉協議会会長 殿 (借受人)





「借入要項]

	「旧八女伝」									
		金融機	支店	支店名		別		座情報		
1	振込先		銀 行 信用金庫	中央	本店方店	普	通	名義(カナ)	オオサカタロウ	
			組 合 労働金庫	120	出張所	当	座	口座番号	11111-1111111	
		据置期間	✓ 12	2ヵ月		〕そ	の他	(カ月)		
2	貸付金の償還	償還期間	2 12	20ヵ月] そ	の他	(カ)	月)	
		償還方法	☑ 月	賦償還] -	括償	還		
3	延滞利子	1	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経 過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。							

借入申込書と同様の期間、償還方法をご記入ください。

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

〇確認チェックリスト(郵送する前に必ず確認してください)

申込の前に必ず以下の事項を確認し、申込書等と一緒に同封し郵送ください。

※記入や添付書類に漏れがある場合、送金までに時間を要することや、貸付けできない場合がありますのでご注意願います。

項目	確認事項	チェック					
(1)借入申込書、	・申込書2か所に <u>「氏名」記入(自署)・「押印」</u> した						
状況確認シート	・状況確認シートの本人記入欄を記入し、自立相談支援機関の利用申込欄に「記入日」「氏名」を						
	記入した						
借用書	・別紙の重要事項説明書を確認し、借用書に「住所」「氏名」「生年月日」の記入と <u>「押印」</u> した						
変更事項に関する	・以前の借入内容からの変更がない場合は記入日、署名をした						
確認書	変更がある場合はチェックの上※(2)~(4)の書類を添付した						
(2)※住民票	・住民票に世帯全員と続柄が記載されている3か月以内に発行したもの						
(変更ある場合)	・借入申込書と住所が一致している(外国籍の方の場合、在留資格の記載が必須)						
(3)※通帳、または	・振込先口座の通帳またはキャッシュカードを金融機関名、支店、口座名義、口座番号がわかる						
キャッシュカード(写)	ようコピーした						
(変更ある場合)	・預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致している						
(4)※本人確認書類	・いずれかの本人確認書類をコピーし同封した						
(変更ある場合)	ア. 運転免許証 (住所変更している場合は両面コピー)						
	イ. パスポート(住所の記載あり)						
	ウ. マイナンバーカード						
	エ. 健康保険証(住所の記載あり)						
	オ. 在留カード(特別永住者証明書)※外国籍の方の場合						
(5)同封書類	・すべての書類が揃っている						
	① 借入申込書(原本) ②再貸付に係る状況確認シート(原本)						
	③ 借用書(原本) ④変更事項に関する確認書						
	※変更がある場合						
	住民票(世帯全員・続柄記載/原本)						
	預金通帳またはキャッシュカード(コピー)						
	本人確認書類						

申請書送付先一覧

宛先にお間違いのないように、お住いの市区町村の社会福祉協議会に申請書類を送付してください。

お住いの市区町村	社協名	郵便番号	住所	電話番号
大阪市北区	北区社会福祉協議会	〒530-0026	大阪市北区神山町15-11 北区在宅サービスセンターいきいきネット	06-6313-5566
大阪市都島区	都島区社会福祉協議会	〒534-0021	大阪市都島区都島本通3-12-31 ふれあいセンター都島	06-6929-9500
大阪市福島区	福島区社会福祉協議会	〒553-0001	大阪市福島区海老江6-2-22 あいあいセンター	06-6454-6330
大阪市此花区	此花区社会福祉協議会	〒554-0002	大阪市此花区伝法3-2-27 此花ふれあいセンター	06-6462-1224
大阪市中央区	中央区社会福祉協議会	〒542-0062	大阪市中央区上本町西2-5-25 ふれあいセンターもも	06-6763-8139
大阪市西区	西区社会福祉協議会	〒550-0013	大阪市西区新町4-5-14 西区役所合同庁舎6階 にしながほり	06-6539-8075
大阪市港区	港区社会福祉協議会	〒552-0007	大阪市港区弁天2-15-1 ひまわり	06-6575-1212
大阪市大正区	大正区社会福祉協議会	〒551-8501	大阪市大正区千鳥2-7-95 大正区役所1階 生活困窮者自立支援窓口 インコス大正内	06-6555-5760
大阪市天王寺区	天王寺区社会福祉協議会	〒543-0074	大阪市天王寺区六万体町5-26 ゆうあい	06-6774-3377
大阪市浪速区	浪速区社会福祉協議会	〒556-0011	大阪市浪速区難波中3-8-8	06-6636-6027
大阪市西淀川区	西淀川区社会福祉協議会	〒555-0013	大阪市西淀川区千舟2-7-7 ふくふく	06-6478-2941
大阪市東淀川区	東淀川区社会福祉協議会	〒533-0022	大阪市東淀川区菅原4-4-37 ほほえみ	06-6370-1630
大阪市東成区	東成区社会福祉協議会	〒537-0013	大阪市東成区大今里南3-11-2 東成区在宅サービスセンター	06-6977-7090
大阪市生野区	生野区社会福祉協議会	〒544-0033	大阪市生野区勝山北3-13-20 おかちやま	06-6712-3101
大阪市旭区	旭区社会福祉協議会	〒535-0031	大阪市旭区高殿6-16-1 あったかセンター	06-6957-2200
大阪市城東区	城東区社会福祉協議会	〒536-0005	大阪市城東区中央2-11-16 ゆうゆう	06-6936-1151
大阪市阿倍野区	阿倍野区社会福祉協議会	〒545-0037	大阪市阿倍野区帝塚山1-3-8	06-6628-1212
大阪市住吉区	住吉区社会福祉協議会	〒558-8501	大阪市住吉区南住吉3-15-55 住吉区役所4階43番窓口 地域見守り相談室内	06-6615-8172
大阪市東住吉区	東住吉区社会福祉協議会	〒546-8501	大阪市東住吉区東田辺1-13-4 東住吉区役所3階32番	06-6622-9075
大阪市西成区	西成区社会福祉協議会	〒557-0041	大阪市西成区岸里1-5-20 西成区役所合同庁舎8階 はぎのさと	06-6656-0080
大阪市淀川区	淀川区社会福祉協議会	〒532-0005	大阪市淀川区三国本町2-14-3 淀川区在宅サービスセンターやすらぎ	06-6394-2900
大阪市鶴見区	鶴見区社会福祉協議会	〒538-0052	大阪市鶴見区横堤5-4-19 鶴見区役所3階33番(自立アシスト相談内)	06-6913-7030
大阪市住之江区	住之江区社会福祉協議会	〒559-0013	大阪市住之江区御崎4-6-10 さざなみ	06-6686-2234
大阪市平野区	平野区社会福祉協議会	〒547-0043	大阪市平野区平野東2-1-30 にこにこセンター	06-6777-7085
堺市	堺市社会福祉協議会	〒590−0078	堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館	072-222-7666
豊中市	豊中市社会福祉協議会	〒560-0023	豊中市岡上の町2-1-15 豊中市すこやかプラザ内	06-6848-1313
	-			

宛先にお間違いのないように、お住いの市区町村の社会福祉協議会に申請書類を送付してください。

お住いの市区町村	社協名	郵便番号	住所	電話番号
池田市	池田市社会福祉協議会	〒563-0025	池田市城南3-1-40 池田市保健福祉総合センター内	072-751-0421
吹田市	吹田市社会福祉協議会	〒564-0072	吹田市出口町19-2 市立総合福祉会館内	06-6339-1205
高槻市	高槻市社会福祉協議会	〒569-0065	高槻市城西町4-6 市地域福祉会館内	072-674-7496
茨木市	茨木市社会福祉協議会	〒567-0888	茨木市駅前 4-7-55 茨木市福祉文化会館4階	072-627-0033
箕面市	箕面市社会福祉協議会	〒562-0014	箕面市萱野5-8-1 箕面市立総合保健福祉センター	072-727-9515
摂津市	摂津市社会福祉協議会	〒566-0022	摂津市三島2-5-4 摂津市立地域福祉活動支援センター	06-4860-6460
島本町	島本町社会福祉協議会	〒618-0022	三島郡島本町桜井3-4-1 ふれあいセンター内	075-962-5417
能勢町	能勢町社会福祉協議会	〒563-0341	豊能郡能勢町宿野114 能勢町ふれあいセンター内	072-734-0770
豊能町	豊能町社会福祉協議会	〒563-0103	豊能郡豊能町東ときわ台1-2-6 保健福祉センター内	072-738-5370
守口市	守口市社会福祉協議会	〒570−0083	守口市京阪本通2-5-5 守口市役所内7階	06-6992-2715
枚方市	枚方市社会福祉協議会	〒573-1191	枚方市新町2-1-35 総合福祉会館ラポールひらかた内	072-807-3017
寝屋川市	寝屋川市社会福祉協議会	〒572-0036	寝屋川市池田西町24-5 市立池の里市民交流センター内	072-812-2040
大東市	大東市社会福祉協議会	〒574-0037	大東市新町13-13 市立総合福祉センター内	072-874-1082
門真市	門真市社会福祉協議会	〒571-0064	門真市御堂町14-1 門真市保健福祉センター内	06-6902-6453
四條畷市	四條畷市社会福祉協議会	〒575-0043	四條畷市北出町3-1	072-878-1210
交野市	交野市社会福祉協議会	〒576-0034	交野市天野が原町5-5-1 市立保健福祉総合センター内	072-895-1185
東大阪市	東大阪市社会福祉協議会	〒577-0054	東大阪市高井田元町1-2-13 市立総合福祉センター内	06-6789-7201
八尾市	八尾市社会福祉協議会	〒581−0003	八尾市本町2-4-10 社会福祉会館内	072-991-1161
富田林市	富田林市社会福祉協議会	〒584-0037	富田林市宮甲田町9-9 総合福祉会館内	0721-25-8200
河内長野市	河内長野市社会福祉協議会	〒586-0033	河内長野市喜多町663-1 イズミヤ河内長野店4F	0721-65-0133
松原市	松原市社会福祉協議会	〒580−0043	松原市阿保1-1-1 松原市役所東別館内	072-333-0294
柏原市	柏原市社会福祉協議会	〒582-0018	柏原市大県4 - 15 - 35 健康福祉センターオアシス内	072-972-6786
羽曳野市	羽曳野市社会福祉協議会	〒583−8585	羽曳野市誉田4-1-1 羽曳野市役所別館1階7番窓口	072-958-2315
藤井寺市	藤井寺市社会福祉協議会	〒583-0035	藤井寺市北岡1丁目2番8号 ふれあいセンター内	072-938-8220
大阪狭山市	大阪狭山市社会福祉協議会	〒589−0021	大阪狭山市今熊1-85 福祉センター内	072-367-1761
河南町	河南町社会福祉協議会	〒585-0014	南河内郡河南町大字白木1359-6 河南町役場内	0721-93-6299
太子町	太子町社会福祉協議会	〒583-0991	南河内郡太子町春日963-1 町立総合福祉センター内	0721-98-1311

宛先にお間違いのないように、お住いの市区町村の社会福祉協議会に申請書類を送付してください。

お住いの市区町村	社協名	郵便番号	住所	電話番号
千早赤阪村	千早赤阪村社会福祉協議会	〒585-0042	南河内郡千早赤阪村大字二原邊8-1	0721-72-0294
岸和田市	岸和田市社会福祉協議会	〒596-0076	岸和田市野田町1-5-5 市立福祉総合センター内	072-437-8854
泉大津市	泉大津市社会福祉協議会	〒595-0026	泉大津市東雲町9-15 市立総合福祉センター内	0725-23-1393
貝塚市	貝塚市社会福祉協議会	〒597-0072	貝塚市畠中1-18-8 保健・福祉合同庁舎内	072-439-0294
泉佐野市	泉佐野市社会福祉協議会	〒598-0002	泉佐野市中庄1102 市立社会福祉センター内	072-464-2259
和泉市	和泉市社会福祉協議会	〒594-0071	和泉市府中町4-20-4 総合福祉会館内	0725-43-7513
高石市	高石市社会福祉協議会	〒592-0011	高石市加茂4-1-1 高石市役所庁舎別館1階	072-261-3656
泉南市	泉南市社会福祉協議会	〒590-0521	泉南市泉南市樽井1-8-47 泉南市総合福祉センター内	072-482-1027
阪南市	阪南市社会福祉協議会	〒599-0201	阪南市尾崎町1-18-15 地域交流館内(旧尾崎小学校跡地)	080-5710-5566
忠岡町	忠岡町社会福祉協議会	〒595-0813	泉北郡忠岡町南1-9-15 忠岡町総合福祉センター内	0725-31-1666
熊取町	熊取町社会福祉協議会	〒590-0451	泉南郡熊取町野田1-1-8 熊取ふれあいセンター内	072-452-6001
田尻町	田尻町社会福祉協議会	〒598-0091	泉南郡田尻町嘉祥寺883-1 ふれ愛センター内	072-466-5015
岬町	岬町社会福祉協議会	〒599-0303	泉南郡岬町深日3238 - 24	072-492-0633